



長崎県公報

目 次

◎ 公 告

・雲仙岳災害記念館の指定管理者の募集

所管課（室）名

地域づくり推進課

公 告

雲仙岳災害記念館の指定管理者の募集（公告）

雲仙岳災害記念館条例（平成13年長崎県条例第50号。以下「条例」という。）第2条に規定する雲仙岳災害記念館の管理運営を行う指定管理者を次のとおり募集する。

令和5年5月19日

長崎県知事 大石 賢吾

1 施設の概要等

- (1) 名称 雲仙岳災害記念館（以下「指定管理施設」という。）
- (2) 所在地 長崎県島原市平成町1番1号

2 指定（予定）期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間とする。なお、長崎県議会議決後、県知事の指定により正式な指定及び指定期間が決定する。

3 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 指定管理施設の展示に関する業務
- (2) 雲仙・普賢岳噴火災害の教訓の伝承による防災意識の醸成、島原半島の魅力の発信、交流の促進等に関する業務
- (3) 指定管理施設の利用の許可に関する業務（行政財産の目的外使用許可に関する業務を除く。）
- (4) 指定管理施設の利用料金に関する業務
- (5) 指定管理施設その他付属設備の維持及び修繕に関する業務
- (6) セルフモニタリングの実施
- (7) その他指定管理施設の管理運営に必要と認められる業務

4 申請者の資格

指定管理者の指定を申請することができる者は、次に掲げる条件の全てを満たす法人その他の団体とする。また、指定申請後に、次に掲げる条件を満たさないこととなった場合は、指定をしないこと又は指定を取り消すことがある。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (2) 法人税、消費税及び地方消費税、県税並びに市町村税の滞納がないこと。
- (3) 国、長崎県若しくはその他の地方公共団体から指名停止若しくは指名除外の措置を受けている、又は受けることが明らかである者でないこと。
- (4) 長崎県が行う各種契約等からの暴力団排除要綱（平成22年9月13日施行）に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
- (5) 指定までの間において、会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始、破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項若しくは第19条第1項の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平

成11年法律第225号) 第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者(会社更生法又は民事再生法の規定に基づく更生手続開始又は再生手続開始の決定がなされた者で、更生計画又は再生計画の認可の決定された者を除く。)でないこと。

(6) 指定申請書の提出期限の日以前6月から指定管理者決定までの間において、手形交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先から取引停止等を受けた事実がある者でないこと。

5 募集に関する事項

(1) 募集要領等の配付

募集要領及び指定申請書等の配付は、令和5年5月19日(金)から以下のとおり行う。また、配付資料を除き、長崎県ホームページからダウンロードできる。配付資料は希望者へ郵送するので、ファックスにて申し込むこと。

ア 配付期間 令和5年5月19日(金)から8月10日(木)までの間(土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。)の午前9時から午後5時まで

イ 申込方法 任意の様式に、法人の名称、所在地、代表者氏名、担当者氏名、電話番号及びファックス番号を記入の上、ファックスにて申し込むこと。なお、ファックス送信後に、電話にて受信確認を行うこと。

ウ 配付場所及び請求先 〒850-8570 長崎県長崎市尾上町3番1号
長崎県地域振興部地域づくり推進課 半島・過疎対策班
電話 095-895-2245 ファックス 095-895-2559
長崎県ホームページ <http://www.pref.nagasaki.jp/>

(2) 現地説明会の開催

施設概要等についての現地説明会を以下のとおり開催するので、参加を希望する者は、以下のとおり申し込むこと。

ア 開催日時 令和5年6月19日(月) 午前11時から午後4時まで

イ 開催場所 雲仙岳災害記念館(島原市平成町1番1号)

ウ 申込方法 現地説明会参加申込書(募集要領・様式5)に記入の上、令和5年6月14日(水)午後5時までに、5(1)ウにファックスにて申し込むこと。なお、ファックス送信後に、電話にて受信確認を行うこと。

(3) 指定申請書等の提出方法

雲仙岳災害記念館指定管理者指定申請書(雲仙岳災害記念館条例施行規則(平成14年長崎県規則第10号)様式)、募集要領で規定する様式1から様式3までの書類及び添付書類等を以下のとおり提出すること。

ア 受付期間 令和5年6月30日(金)から8月10日(木)までの間の午前9時から午後5時まで(必着)

イ 提出方法 持参又は書留郵便

ウ 郵送場所 〒850-8570 長崎県長崎市尾上町3番1号
長崎県地域振興部地域づくり推進課 半島・過疎対策班

エ 持参場所 同上

オ 提出部数 正1部、副11部(副は複写可。)の計12部とする。なお、指定申請書等については、理由の如何を問わず、一切返却しない。

6 選定に関する事項

(1) 選定の手続

ア 1次審査(書類審査)

提出された書類について、応募資格や事業計画書の内容などを審査したうえで、2次審査(面接審査)の対象者を選定します。

1次審査の結果については、応募者全員に通知します。

イ 2次審査(面接審査)

選定委員会において、提出された事業計画などについて、申請者に対し説明を求め、質疑を行います。

(2) 選定基準

事 項	配点
1 雲仙岳災害記念館の管理運営方針に関する事項	
(1) 申請を行う理由及び目的について	15

(2) 地元雇用や県内発注の考え方について ・現スタッフの再雇用の考え方など	20
(3) 館の目的、管理運営の基本的な考え方を実施していくための計画について【特定事項】	20
(小計)	55
2 雲仙岳災害記念館の管理運営内容に関する事項	
(1) 常設展示について ・利用者等のニーズに即した見直し、展示方法の工夫等	5
(2) 雲仙・普賢岳噴火災害の教訓の伝承による防災意識の醸成、島原半島の魅力の発信、交流促進等について【特定事項】	15
(3) 利用許可、利用料金に関する業務について	5
(4) 記念館施設・付属設備等の維持及び修繕に関する業務について	5
(5) 評価システム・モニタリングシステムの構築・運用について	5
(6) 自主事業の計画について ・こども遊具の設置、防災キャンプ場としての活用、アグリパークとしての活用、隣接サッカー場との連携、防災グッズ・災害関連書籍の販売など	30
(小計)	65
3 記念館の管理運営体制に関する事項	
(1) 明確な責任体制の構築等	5
(2) 職種と人数について ・(2)-1 職種と人数、(2)-2 人員に対する考え方、(2)-3 適切な勤務体制の確保について	5
(3) 人材育成の取組について	5
(4) 引継業務への対応について	5
(小計)	20
4 収支計画に関する事項	
(1) 収支計画の妥当性について【特定事項】 ・(1)-1 有料入場見込数・収支総括表、(1)-2 収入計画、(1)-3 支出計画、(1)-4 投資計画総括表、(1)-5 投資計画	15
(2) 収入の確保と経費の縮減の方策について	15
(小計)	30
■団体の概要	
1：団体の規模 2：財務状況等について }【特定事項】	15
3：類似施設の管理実績について	15
(小計)	30
合計	200

※上記審査基準表の事項ごとの審査を a～e の 5 段階評価で行い、各配点に乗じる率は以下のとおりとする。

- a (たいへん優れている)：配点×1.0
- b (優れている)：配点×0.8
- c (普通)：配点×0.5
- d (やや劣っている)：配点×0.3
- e (劣っている)：配点×0

※4つの【特定事項】(1(3)、2(2)、4(1)、団体の概要1及び2)のうち、同一の2項目について、3人以上の選定委員がd以下の評価とした場合は失格とする。

7 その他

詳細は雲仙岳災害記念館指定管理者募集要領による。

8 問合せ先

〒850-8570 長崎県長崎市尾上町3番1号

長崎県地域振興部地域づくり推進課 半島・過疎対策班

電話 095-895-2245 ファックス 095-895-2559

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通 (八二四)
二二一
二二一
四一

印刷所
長崎市榊島町八番十二号

株式会社
寺田宏
弥ト